

中野区教育委員会会議録 平成21年第3回定例会

○開会日 平成21年1月23日（金）

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時02分

○閉 会 午前 11時45分

○出席委員（5名）

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員長職務代理	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	菅 野 泰 一

○欠席委員（0名）

○出席した事務局職員（5名）

教育委員会事務局次長	竹 内 沖 司
教育経営担当課長	小谷松 弘 市
学校再編担当課長	青 山 敬一郎
学校教育担当課長	寺 嶋 誠一郎
指導室長	入 野 貴美子
生涯学習担当参事	教育委員会事務局次長兼務
中央図書館長	倉 光 美穂子 (欠席)

○書記

教育経営分野	松 島 和 宏
教育経営分野	渡 邊 真理子

○会議録署名委員

委員長	高 木 明 郎
委 員	飛鳥馬 健 次

○傍聴者数 4人

[議決案件]

日程第1 第1号議案 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正手続きについて

日程第2 第2号議案 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続き

について

日程第3 第3号議案 平成20年度中野区教育委員会表彰表彰状被表彰者の決定について

日程第4 第4号議案 中野区立小学校副校長の内申について

〔報告事項〕

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

- ・ 1/16 緑野中学校「セーフティー教室」について
- ・ 1/16 中野区体育協会・中野区体育指導委員会合同新年会について
- ・ 1/17 第五中学校学校公開・学習発表会について
- ・ 1/17 退職校長会中野支部・中芯会合同新年会について
- ・ 1/18 平成21年中野区ソフトボール連盟新年のつどいについて
- ・ 1/18 北京オリンピック参加選手によるソフトボール教室について
- ・ 1/19 中野区食育推進協議会「健康づくり月間」について
- ・ 1/19 中野区民謡連盟新年会について
- ・ 1/20 丸山小学校学校公開「英語活動授業」について
- ・ 1/20 日本学校保健会広報委員会について
- ・ 1/21 愛育会新年会について
- ・ 1/22 中野区立小学校長会学校経営研修会について
- ・ 第35回東京都小・中学校新聞コンクール受賞(桃花小学校・江原小学校)について
- ・ なかのゼロ及び中央図書館視察について
- ・ 中野区議会臨時会について

(2) 事務局報告事項

- ①平成20年度インフルエンザ様疾患等による臨時休業措置状況について（学校教育担当）
- ②平成21年度蔵書点検日程について（中央図書館）

〔協議事項〕

- (1) 平成21年度における図書館休館日の一部変更について

午前10時02分開会

高木委員長

おはようございます。

ただいまから、教育委員会第3回定例会を開会いたします。

本日、倉光中央図書館長は欠席でございます。また、竹内次長は少し遅れて出席の予定でございます。

本日の会議録署名委員は、飛鳥馬委員をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入りますが、お手元の議事日程でございますように、本日、議決案件の審議は4件予定されております。第3号議案及び第4号議案は人事に関する案件ですので、非公開での審議を予定しております。したがって、先に報告事項、次に協議事項と進め、最後に議決案件の順に進行させていただきます。

<報告事項>

高木委員長

それでは、委員長、委員、教育長報告です。

<委員長、委員、教育長報告事項>

高木委員長

まず私から。

1月18日曜日、中野区ソフトボール連盟新年の集いというのに参加いたしました。これは、中野区のソフトボール連盟が主催する新年の集いございまして、朝、上高田の球場で北京オリンピック参加選手によるソフトボール教室をやった後、11時から新年会をやったところでございます。私はその新年会のほうだけ出席させていただいたのですが、特に私の印象に残ったのは、レオパレス21女子ソフトボールの監督のお話非常に感銘を受けました。監督本人は「ふだんは優しく、グラウンドでは鬼になる」とおっしゃっていたのですが、ソフトボールの監督をされてもう30年以上。教員として教えて、またソフトボールの監督としてずっとやってきたと。グラウンドの上では本当に真剣に選手をしかると。監督さんの世界というのは、毎年毎年が勝負で、勝たないと次がないと。ただ、選手たちにも勝利ということを要求するけれども、ソフトボールの女子選手の寿命というのは短くて、5年とか、せいぜい10年かないので、女子ソフトの選手が、言葉は悪いのですが、“ソフトばか”にならないように、体だけではなく、引退した後も社会人としていけるように心も育てていくのだという話で、非常に感銘を受けたところでございます。

続きまして、今週の20日火曜日、丸山小学校で学校公開がございまして、私が学長を務めております国際短期大学英語コミュニケーション学科の児童英語ゼミの学生が、5年1組で英語活動の授業を先生と一緒にやりました。5年1組は1クラス37、38人で、結構いっぱいいっぱいのクラスでございます。多目的教室で英語活動をするのですが、5年生というのはなかなか難しい年ごろで、余り簡単なことをやると飽きてしまいますし、人見知りもあります。特に女子の場合はなかなか打ち解けてくれないですね。これも、こ

のクラスとは4回目になるのですが、年末年始を挟んでしまったので、最初はちょっとエンジンのかかりが遅くて余りうまくいかなかったのですが、だんだん慣れてきました。

例えばゲームをやるのですが、「サイモン・セズ」というゲームがあります。これは、「サイモン・セズ」と言った後に何かやった者はまねをするのだけれども、最初に「サイモン・セズ」と言わないとやらない。例えば、「サイモン・セズ、アイ・キャン・スイム」とか、ジェスチャーをつけながらゲームをやりますと、結構、5年生でもだんだん乗ってきて楽しくできる。これも、学年によって、5年生ですと、「アイ・キャン・スイム」とか、「アイ・キャン・ドリンク」とか、文ですけれども、低学年だと、例えば「ノーズ」とか、そういう単語でやるとかというバリエーションもございます。あと、「フィーリングバスケット」。「フルーツバスケット」の英語版で、低学年ですと、カラー、「イエロー」とか「ブラック」とかとするのですが、高学年ですと、例えば、「ハッピー」とか、「サッド」とか、感情をあらわすマークをつけまして、回りの人がまず鬼に「ハウ・アー・ユー」と問いかけるわけですね。そうすると、例えば「アィム・ハッピー」とか、「アィム・サッド」とか言うと、みんなでもう1回「アィム・ハッピー」というふうに繰り返してから、いわゆるフルーツバスケットみたいに席を移動するというような形で、これも体を動かすので、5年生の子どもは無邪気にやっていました。

学校公開でしたので保護者の方が4人ぐらい来ていまして、楽しそうに見ておりました。

私からは以上でございます。

大島委員

私は、先週16日の委員会の後、午後に、緑野中学校で行われましたセーフティ教室を視察してきました。我々が行く前に終わってしまったのですが、不審者の侵入訓練というのも行ったそうです。先生方2人が侵入者役で学校の中を駆け回って、それと対抗する守る側の先生、それから生徒たちは教室に立てこもる形でバリケードをつくったりというようなことで、非常に真剣にやったそうです。やってみると、もし本当にそういうことがあったらどうなのかという点では、反省すべき点もいろいろあるというようなお話が後からの反省会のときに出ました。学校は広いですし、侵入者がどこにいるのだという把握を全員の先生がするというのもなかなか難しいというお話がありまして、そういうことに対する対応もこれから学校で考えていきたいというようなお話がありました。

その訓練を私は見られなかったのですが、次に、携帯安全教室というのが体育館でありまして、全生徒を集めて、野方警察の方、NTTドコモの方が来ていろいろお話をされたのです。テーマは「携帯電話と携帯メールの安全」ということで、中でも、架空請求とか、いじめとか、携帯にまつわる問題点が幾つか大きく映し出されていました。特にビデオの上映がありまして、一つは、携帯の闇サイトでのいじめというテーマで、いじめられて不登校になってしまって、それで先生がそれに対処したというようなストーリーの短いドラマです。もう一つが架空請求。携帯を買ってもらってうれしくなった子どもが、何

かわけがわからないままに気軽にクリックしていったら、後ですごいお金の請求が来て親もびっくりしたというようなドラマです。そういうのも使ってみんなに。それとパンフレットですね。「携帯安全教室」というパンフレット。これの保護者版のがありますて、生徒には全員1冊、保護者用のも1冊ずつ家に持って帰ってもらうというようなことなのです。

そのときに先生が生徒たちに、「今、携帯を持っている人」とかと聞くと、手を挙げたのは半分もいなかったのです。「えっ？　こんなに少ないのかな」と思ったのですが、後で先生のお話を聞いてみると、去年の暮れにやった学校アンケートでは、プロフをやっているという人が物すごく多かったということです。はにかみというのでしょうか、みんなの前では、持っていて手を挙げない子が多かったらしいのです。実際にはかなりプロフをやっているということなので、みんなの中に浸透していると思うので、こういうのを見てまた考えてもらえたらいいなというふうに思いました。

翌日の17日土曜日ですけれども、中野区立第五中学校の学校公開と学習発表会を見てまいりました。私の出身校なのですけれども、ふだん余り行っていないので久しぶりということなのですが、大変に楽しかったです。授業公開も3・4時間目にあったのですけれども、ちょうど社会科で人口密度の授業をやっていたので一緒に聞いていましたら、常識なのでしょうけれども、中野区が日本で一番人口密度が高いというような、私にとっては衝撃的なことも教わったりしました。

そういうことで、授業もありましたし、それから、いろいろな部屋で展示をやっていました。社会科見学とか修学旅行などをまとめた写真と一緒に研究発表みたいなものもあれば、書きぞめもあり、小さな収納棚みたいな工作とか、木箱にきれいな彩色をした宝石箱みたいな形の美術の作品もあったり、絵もありましたし、作品を見ているだけで物すごく楽しくて。中野区のロボットコンテストのときの映像も流れていました。技術科の生徒たちがロボットコンテストに各校参加するのです。五中の成績は優勝したとかということではないのですが、参加して、その戦っている様子などがすごく楽しかったです。七中の生徒が大変優秀だったようです。

それともう一つ、五中に行きましたら、たまたまそのときに、五中の生徒がある作文のコンクールに応募したところ物すごくすばらしい賞を受賞するということが決まったという大ニュースが飛び込んできたのですが、発表にはいろいろ段取りがあるらしいので、私ももうちょっと詳しく言いたいのですけれども、「もうちょっと待て。今言ってはだめだ」ということなので残念ながら申し上げられません。もうすぐ発表になると思うのですけれども、大変優秀な成績をおさめたというお話も伺いました。

私からは以上です。

山田委員

1月19日月曜日ですけれども、中野区の食育推進協議会がありましたので出席いたしました。1月は、中野区は「健康づくり月間」というふうに称しているわけです。今週の

日曜日にはその講演会もZEROホールで予定しているわけですが、食育推進ということで、2月1日の日曜日、このサンプラザの前庭を利用して食育フェスタというのが開かれるので、皆さん集まっていたきたい。

実は、10月の中野まつりのときにも、子ども広場のほうで食育の関係をのこをやったのです。そのときに野菜当てクイズをやったのですけれども、今度は魚当てクイズということで、今、子どもたちは切り身は見ていますけれども、実際に魚は見ていないということで、そういったことのイベントですとか、中学生ぐらいには、魚へのついた字をどのように読むかというような、そんなこともやろうというようなことで企画をされています。ちょうど寒いときですけれども、もしお時間があれば、10時ぐらいから始めますのでということでございます。初めての食育フェスタが2月1日ということでありました。

翌日の1月20日は、私は日本学校保健会の広報委員をやっていますが、その委員会がございました。その中で、去年度、中野区の武蔵台小学校の芝生の校庭を利用してイベントをやっていたのですけれども、その関係で、例えば、芝生化をしたということで子どもたちのけがが減ったのかどうかということがきちんと調査されているかどうかという話になりました。なかなか難しいのではないかなと思うのですけれども、実際に校庭でけがをしたときのけがの内容とか程度がよくなっているのかどうかというのを検証されているかどうか。一度、中野区の中でも確かめてみたらいいのではないかなと。実際に数字で上がってきませんと、「いや、けがは少なくなった」と言うだけでは実証できないのかなと思うので、そんなことの取り組みが必要になるのかなというふうに思っております。

それから、先ほど大島委員からご説明がありましたセーフティのことについて、実は学校保健法が改正されて学校保健安全法に変わるのですね。そういうことになりますと、安全ということで、今後もセーフティ、安全について、関係機関、例えば警察、今でもスクールサポーターということで警察と連携はとれていると思うのですけれども、それ以上に、今度は法整備されますので、学校長の責任において安全をどのようにしていくかということがきちんと決められていきますので、その辺は今後もしっかりとしてやっていかなければいけないのではないかなと思っております。

私からは以上です。

飛鳥馬委員

きのうちょっと時間があつたので中央図書館をのぞいてきたのです。民間委託されているレストランがなかなかお客さんが入らないということで苦悩しているらしいということでちょっと見たのですが、前にも行ったことはあるのですけれども、やはりお客さんは非常に少ないという感じがあります。利用される方が少ないのだろうということですね。要するに、業者が採算がとれないという状況を聞いていますので、難しいのかなという感じは前からしていたのですけれども、前も1回かわっていますので、そういうことで一応見てきました。5時から6時ぐらいですけれども、案の定少なかつたというか。

もう1点は、図書館閲覧室を見たのです。きのうの夕方、5時、6時、雨が降っていて寒いということもあったと思うのですが、一つ気がついたことは、時期が時期ですので、若い方がたくさん。受験生だと思うのですが、勉強室が全部埋まるぐらいでした。

あと、気になることは、どこでも苦勞して大変なことはあるのだと思うのですが、1階の左の奥のほうは、10人以上座れる長いテーブルみたいなものいっぱい座れるのですが、そこは一生懸命勉強したり、本を読んだりしている人がいるほかに、寒いので暖をとるとか、疲れているので休むという感じの人が2人いまして、すごい大いびきなのです。隣じゅうに聞こえるような、ぐあーっとやっているのですね。みんな忍耐強くてだれも注意しないのです。私も注意しませんでしたけれども。難しいのかなというのが一つありました。

もう1点は、きのうは、ブルーハウス、屋外で寝泊まりしているほど乱れてはいない服装なのですが、それに近い人がビニール袋を二つ、三つ持ったりしながら、あっちこっちにあるいすに座って眠っているという感じが見受けられて、どこの図書館でも苦勞しているということなのですが、難しいことがいろいろあるなということを実感して帰ってきました。その様子を見てきたということだけなのですが。ということです。

以上です。

教育長

1月16日、私も緑野中のセーフティ教室に行ってみました。大島委員からお話があったとおりであります。初めて携帯の関係の安全教室を見ました。ドコモの人なので、いろいろな学校へ行ってお話しするので大変なれている方なのですが、やはり企業ですから、携帯を使っただけという前提でお話がありますので、もう少し厳しい言い方が必要なかなと私は思いました。つまり、使うに当たって、親のほうとしても使うのを制限するようなというのですか、というようなことについては、会社の方がお話しするだけではなかなか難しい。警察の方のほうはもう少し厳しいことを言っていましたので、そういったことを組み合わせながらやっていかないといけないのではないかなと思いました。

それから、終わった後に、反省会というのですか、そういうものがあったのですが、今回の中では、PTAとか地域の方の参加が少なかったということ、これがどうしても気になりました。こういったことについては、子どもだけではなくて、保護者の方がもっと関心を持っていただかないとなかなか難しい面もあるのかなと思っております。近々文部科学省のほうから、携帯の学校への持ち込み禁止というような措置が出ると聞いておりますので、中野区としても、中野区で調査したところ、すべての学校において学校への携帯の持ち込みを禁止しておりますけれども、さらに安全な使用についてのいろいろな指導につきましてやっていきたいと思っております。

それから、1月16日は、中野区体育協会の新年会がございまして出席させていただい

ております。体育協会は、昨年が 60 周年だったのですけれども、61 周年ということですから、加盟の団体とかは一定程度あるのですが、会員が余りふえないというような感じもございまして、なかなか厳しい状況もあります。それから、役員が全体的に少し高齢化しているというのがあります。そういう面では、今後の課題というのがあるのですが、いろいろ頑張っておりますので、区としても一緒に協働しながらやっていきたいということでございます。

1 月 17 日土曜日ですが、退職校長会の新年会がありまして、お話しさせていただきました。退職校長の中で中芯会というのと退職校長会中野支部というのがあるのですが、二つ合同で新年会、あと、総会などを開いております。これも問題があるのは、退職校長会、中芯会ともに会員数が余りふえない。昔は、中野区でおやめになった校長とか、中野区に住んでいらっしゃる校長というのがこういった会に入って、親睦でありますとか、いろいろな活動をしていたのですが、やめる方がこういうものに余り入りたがらない人がふえているというお話です。会員数がなかなかふえない、減っているというお話がございました。ただ、我々も今準備しています学校支援ボランティアなどについて、「とにかく情報をいただければ私達も参加したい」ということについてお話がございました。

それから、1 月 18 日ですが、先ほど高木委員長からお話がありましたソフトボール教室とソフトボール連盟の新年の集いに出てまいりました。ソフトボール教室は、グラウンドの都合で朝早く 8 時からになったのですが、上高田野球場で開かれました。先ほどございました、レオパレス 21 のレギュラーの選手ほとんどの方と監督が来まして、例えば高校生のチームなども含めまして、区内のソフトボールをする人たちに集まっていたいただいて、実技指導をしたということです。最初にすごく走らせるのですね。「とにかく走れ」と何周も何周も走らせます。そうしてちゃんと体を温めないといけないのだそうです。それから、監督は、おっしゃるように、大変厳しい。そういう面では、日本の女子ソフトボールはオリンピックで優勝しましたが、レベルは高いなということを実感いたしました。

それから、1 月 19 日ですが、民謡連盟の新年会ということで出てまいりました。

それから、きのう、21 日水曜日、愛育会の新年会のほうにも出てまいりました。

それから、昨日 22 日ですが、小学校長会の経営研修会というのがございました。これは、小学校の校長会で研究会を開いているということで、1 年間の研究成果を発表したということでありまして。校長がみずからこういうことでいろいろ研修をやって、お互いに研究をして発表するというのを毎年やっております。

昨日の研究発表は、四つのブロックに分かれて、一つのブロックで一つ発表するという形なのですが、第 1 ブロックは、「新学習指導要領の周知を図り、学校教員に生かす」ということ。新学習指導要領はさまざま新しい試みが必要なのですが、これについ



て、例えば「新学習指導要領でどういふところが変わるか知っているか」とか、「パンフレットを読んだか」とか、「授業時数増をどう思うか」とか、そんなことを保護者、教員などからいろいろアンケートいたしまして、そのアンケートの結果でありますとか、今後の新学習指導要領をこれから各学校で実施するに当たっての課題などについて発表いたしました。

第2ブロックは、「新学習指導要領のもとでの校外学習、体験学習のあり方について」ということで、新学習指導要領でもこれからそういった体験学習などを充実するということが書いてあるわけですがけれども、中野区におきます体験学習、校外学習について現状はどうなっているか、今後どういふふうにしたらいいかというようなことについていろいろ研究した結果を発表いたしております。例えば、中野区の校外学習については、例えば社会科見学などで公費負担がされているとか、さまざま特徴的なものがあるのだけれども、そういったものについていい面、悪い面、直していてもいいのではないかという面とか、さまざまお話があったり、あと、校外施設が二つあることについて、これは他区に比べればどうであるとか、今後のあり方というようなことにつきましていろいろ研究結果を発表しております。

3ブロックは、「学校評価を生かす学校経営」ということで、学校評価の現状でありますとか、区が今検討しておりますけれども、今後のあり方について校長会からの提言というような形でまとめています。

4ブロックは、「校内における研究活動の活性化」ということで、校内でいろいろ工夫して研究をやっていると。各学校では、このような形で職員のそれぞれの研修でありますとか、個人の研修でありますとか、そういうことについて進めているというようなことの実情の発表がございました。

それから、情報ですけれども、東京都中学校新聞教育研究会、これは学校の先生方で組織しているのと行政と一緒にいったような組織なのですけれども、第35回東京都小・中学校新聞コンクールというのがございまして、小学校新聞の部で桃花小学校の「子どもNEWS」が入選いたしました。それから、PTA広報の部で江原小PTAの広報紙が入選したというようなことがございます。

それから、きょう、区議会の本会議が開かれまして、経済緊急対策について補正予算が審議されます。内容につきましては、また来週ご報告したいと思います。

私からは以上です。

高木委員長

それでは、それぞれの委員からの報告につきまして、質問、あるいはご発言がありますでしょうか。

大島委員

飛鳥馬委員のほうからお話のありました図書館の状況についてです。私もまとめた意見があるわけではないのですが、先ほどの話で、みんなが本を読んだり勉強している中で

いびきが聞こえたということは、確かにその場にいる人が注意というのはなかなかしにくいと思うのです。でも、図書館の目的である読書とか、勉強だとか、静かな中でやるものですし、余り厳しく規制したりするのはよくないにしても、いびきなどは係の人が肩に手をかけて揺すって起こすとか。ほかの人の読書とかを妨げるようなのはどうかなど思ったり。その辺の工夫を考えていただけたらいいのではないかなと思います。図書館をどういうふうに利用するかというのは、図書館のあり方をどうするかということが大問題で、私たちが将来に向けて検討しようとかと言っているところなのですけれども、それはそれとしまして、とりあえずその辺だけでも、もう少し利用しやすく検討していただけたらと思いました。

教育委員会事務局次長

図書館の利用について、今のようなお話については、定期的に職員が巡回しております。中には、寝ていらっしゃるような方ですとか、今のお話のような方がいらっしゃいます。「図書館はそういう場ではないので」というようなことでお声がけをしております。ただ、四六時中というわけにはいきませんので、たまたま間の時間だったのかなというふうに思っております。

高木委員長

ほかに質問がないようでしたら、事務局報告に移ります。

<事務局報告事項>

高木委員長

初めに、「平成 20 年度インフルエンザ様疾患等による臨時休業措置状況について」、報告をお願いします。

学校教育担当課長

私のほうからは、平成 20 年度インフルエンザ様疾患等による臨時休業措置状況についてご報告いたします。恐れ入りますが、お手元の資料をごらんください。

今シーズンになって初めての学級閉鎖が発生いたしましたご報告でございます。二つありますが、まず一つは、インフルエンザ様疾患による臨時休業ということで、二つの学校です。小学校 4 学年と中学校 1 学年ということで、期間は小学校が 1 月 21 日から 23 日、中学校のほうは 22 日午後から 23 日ということで、臨時休業、すなわち学級閉鎖ということにいたしております。

流行状況でございますが、中ほどに折れ線グラフがあります。今年度のところはピンクの線でやっておりますが、1 月になって、ごらんとおり急激に増加しているということです。全国的にももちろん流行しているのですが、1 月 15 日に東京都でもインフルエンザの流行注意報というものを出したというふうに聞いてございます。各年のグラフの状況ですが、なかなかわかりにくいのですが、去年は最初に出てきたのが 11 月ごろだったのですが、それぞれの年に比べれば、幸いそれほど流行ではありませんでした。参考に、

その下にございますが、平成19年11月24日から20年3月3日ということで、延べでいえば学級数は小学校9、中学校1ということでございます。

以上がインフルエンザ様疾患ですが、もう一つ、2として、下にございますとおり、感染性胃腸炎による臨時休業というのもございました。1月22日から1月23日、小学校1学年ということで、急遽、学級閉鎖をしているところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

高木委員長

ご質問がありましたら、お願いします。

ご質問というか、山田委員、お願いします。

山田委員

コメントですけれども。

やはりインフルエンザにかかっている方たちの多くは、インフルエンザの予防接種が未接種の方が圧倒的に多いですね。それから、ことしは熱が余り高くない方がいらっしゃって、前日38度台の熱で、来院される時は37度台なのだけでも、体がだるくて頭が痛いという訴えがあって、調べますと、今、多くはA型なのですが、そんな事情があります。症状が余り強くないと、会社に出たり、学校に出たりするということで、逆にそういうことで蔓延してしまうのがちょっと心配かなと思っております。これからがトップシーズンではないかなと思いますけれども、きのうからきょうにかけての雨が恵みの雨で、乾燥が一段落しますと感染性がかなり減弱しますので、その点は恵みの雨かなと思います。

それから、下の感染性胃腸炎。これは1学年の2組ですけれども、もう一つのクラスは大丈夫なのですね。このクラスに集中しているということですね。

学校教育担当課長

もう一つのクラスは、3名ほど欠席ということで、全然ないということではないのですが、このクラスに集中してございます。

山田委員

1年生ですよ。

学校教育担当課長

1年生です。

山田委員

やはり手洗いとか。感染性胃腸炎は主に接触性の感染になりますので、学校での感染予防の徹底とかいうことが大切なのだろうと思いますし、ご家庭での家族内での感染も多くなりますので、その点は十分に注意をされていると思いますけれども、子どもたちが早くよくなることを期待しています。

以上です。

飛鳥馬委員

胃腸炎のほうは、インフルエンザとは別に考えて、インフルエンザのための胃腸炎ですか。

もう一つ、小さい子どもたちがよく、嘔吐下痢症というのがありますね。それと胃腸炎は何か関係があるのですか。

山田委員

はい。昔で言う乳児の嘔吐下痢症とか、白色下痢症とかいうのと同じ病気とされています。ウイルス的には、ノロウイルスとか、ロタウイルスとかというたぐいなのですが、恐らくノロの関係だと思えます。それとインフルエンザとはウイルスとしては違うと思えます。ただ、ノロウイルスというのは感染性がかなり強くて、糞便などから経口的に入ってしまうということですので、消毒ですとか、手洗いの励行、これが大切な予防になると思えます。あと、家族内感染が非常に多いということ。この感染性胃腸炎というのは日本人は免疫が余りつかないみたいで、去年、二枚貝の牡蠣からくるということが話題になりましたけれども、牡蠣だけが悪者ではなくて、いろいろな食材から入ってくるのだろうというふうに思っております。

以上です。

高木委員長

うち、下の子はまさに山田委員がおっしゃったように。去年は、下の子1人でとまったのですが、ことしは、先週の水曜日の朝、いきなり下の子が「お母さん、おなか痛い」と言ってそこで。ようやくよくなったなと思ったら、金曜日、上の子が学校から帰ってくるなり「お母さん、おなか痛い」と言って。次の日、妻が「私もおなか痛い」と言って。ドミノはそこでとまって私と母は何とか大丈夫だったのですが。熱は38度ぐらいですけれども、初期症状はやはりおなか痛い。インフルエンザのときもたまにありますよね。だから、ちょっとわからないので危ないですし、かなりうつるので注意が必要だと思います。

それでは、次に、「平成21年度蔵書点検日程について」、報告をお願いします。

教育委員会事務局次長

毎年度実施をしております図書館の蔵書点検について、平成21年度の実施日程を定めましたので、ご報告をいたします。

まず、蔵書点検の考え方ですが、1に記載のとおり、年1回実施して、不明となった図書資料を把握し、図書データを是正するために行っているものでございます。

実施時期を定めるに当たりましては、2に記載のとおり、全館が休館となる状況や、休日・夏休みなど利用者の多い時期を避けて、南北1館ずつのグループで実施をすることといたしました。

具体的な実施日は、3に記載のとおりでございまして、各館ともに実施する時期ですとか日数については20年度と同様でございます。なお、野方図書館につきましては、来年

度、耐震補強工事を実施する予定でありますので、その工事のために休館となる期間を利用して蔵書点検を実施する考えでございます。

ご報告は以上でございます。

高木委員長

質問がありましたら、お願いいたします。

大島委員

今ふと思ったのですけれども、この点検はやっていただくのはもちろんいいのですが、年1回ということになると、例えばその途中で本が紛失してしまったとかというようなことが起こることもあるかと思うのでけれども、なくなったなどということがずっと把握できないままですと、予約や貸し出しにも困ることがあるかななどと今ちらっと思ったので、その辺の現状にどういうふうに対応しているのかということがもしわかったら、お教えいただきたいのですが。

教育委員会事務局次長

基本的には全館一斉に図書データを最新のものにするために、こういった形で、総出で、現在ある図書についてチェックをしていくというのが年に1回この時期にやっているものでございます。ただ、個別に、例えば「この本を借りようと思ったらなかったのだけれども、どうしているのですか」というお話があったりしますので、そのときは随時。除籍するのは、年に一度、この作業が終わった後なのですけれども、データのほうについては不明本という形でチェックをしておくというような形にしております。

高木委員長

よろしいでしょうか。

そのほかに報告事項はありますでしょうか。

<協議事項>

高木委員長

それでは、協議事項に移ります。

「平成21年度における図書館休館日の一部変更について」、協議を進めます。

それでは、説明をお願いします。

教育委員会事務局次長

平成21年度における図書館休館日の一部変更について、ご協議をいただきたいと思っております。

まず一つ目が、月曜休館の図書館について、5月7日木曜日の休館日を5月8日金曜日に変更するというものでございます。1のところに記載のカレンダーをごらんいただきながらご説明をしたいというふうに思います。5月3日は日曜日と憲法記念日が重なります。5月4日が月曜日でございますけれども、みどりの日ということで祝日ですので、図書館は開館いたします。5月5日がこどもの日、5月6日が5月3日のいわゆる振替休日とい

う形になりますので、5月4日月曜日を開館したかわりの休館日は、図書館則の規定、具体的に言いますと、休日に当たる月曜日の直後の月曜日でない日という決め方になっておりますので、それに従いまして、5月7日木曜日ということになります。ただ、このままですと、5月7日は全館が休館となってしまいます。要は、月曜休館のところと木曜休館の2種類に分かれていますので、月曜休館のところを5月7日木曜日に休館になってしまうことによって、全館休館になってしまうという事態が生じます。そのために、この月曜休館、本来は5月7日ですけれども、これを1日ずらして5月8日金曜日にしたいというものでございます。それが1のところの説明でございます。

次に、やはり月曜休館の図書館について、9月24日木曜日を休館とせずに開館するというものでございます。また、そのカレンダーをごらんいただいて説明をしたいというふうに思います。

まず、9月21日、これは敬老の日ですので、月曜日でございますけれども、図書館は開館いたします。それから、23日が秋分の日でございます、22日は祝日と祝日の間の休日ということになっております。したがって、9月21日月曜日を開館したかわりの休館日は図書館則の規定に従って9月24日木曜日ということになるわけでございます。25日は第4金曜日ということで、図書館則で館内整理日というふうに規定されておりまして、すべての図書館が休館となります。このままですと、9月24日と25日の2日間、すべての図書館が休館になってしまうので、この月曜休館の図書館につきましては、9月21日の振替休館日は設けずに、9月24日木曜日は開館することとしたいと考えているものでございます。

なお、これによりまして、平成21年度の開館日数は、月曜休館の図書館、木曜休館の図書館ともに同じ日数ということになりまして、平成20年度と同じ296日ということになるわけでございます。

休館について、以上のようなこととした場合に、受託事業者として対応していただけるということにつきましては、事前に協議をし、了解を得ているところでございます。

以上でございます。

高木委員長

それでは、質問、ご発言がありましたら、お願いいたします。

山田委員

今年度は祝日の関係で5月、9月と大型の連休になってしまうということを考えての配慮だと思います。区民サービスの面から非常に適切な処置だと思いますので、お願いしたいと思います。

高木委員長

よろしいでしょうか。

それでは、本日の協議内容に沿って事務を進めていただくようお願いいたします。

<議決案件>

高木委員長

次に、議決案件の審査を行います。

<日程第1>

高木委員長

日程第1、第1号議案「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正手続について」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

指導室長

第1号議案、中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正手続について、ご説明いたします。

提案理由でございますが、中野区立幼稚園教育職員の休暇制度改正に伴いまして、関係規定の整備を行う必要があるためでございます。

今回の改正は、具体的に申しますと、休暇制度の見直しに伴いまして、特別休暇に新たに妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、育児参加休暇の三つの休暇を新設するため、規定の整備を行うというものでございます。

では、新旧対照表に沿いまして改正内容のご説明をさせていただきます。

特別休暇につきましては、第17条で規定されているものでございます。まず、現行の妊娠初期休暇を廃止いたしまして、新たに妊娠症状対応休暇を新設いたします。これは、妊娠初期休暇が妊娠初期、妊娠4カ月程度までに限っていたのにかわりまして、妊娠初期に限らず、妊娠に起因する症状のために勤務することが困難な場合に取得することができる休暇として妊娠症状対応休暇を新設したものでございます。それが改正案のほうに入ることによって改正になっているところでございます。

次に、早期流産休暇は、妊娠初期において流産した女性職員の安静加療を要するために勤務することが困難な場合における休暇として新設という形になりますので、改正案の「子の看護のための休暇」の後に「早期流産休暇」という文言が入ります。さらに、育児参加休暇でございますが、この場合は、男性職員が、妻が出産する場合に、出生した子、または養育の必要がある子、小学校就学前のお子さんでございますが、その養育等を行うことで、配偶者の負担を軽減するという事とともに、育児に参加するための休暇ということで新設されるということでございます。

また、休暇の取得方法につきましては、別途、規則で定めることとなります。

施行日は平成21年4月1日を予定してございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

高木委員長

それでは、質疑がありましたら、お願いいたします。

山田委員

もともとこの特別休暇の改正は、公務員法というか、何か変わったのですか。もともとの法律改正があったのか教えていただきたい。

指導室長

国家公務員に適用されます国家公務員の勤務時間、休日、休暇等に関する法律の改正によりまして、この制度が国家公務員に適用されておりまして、それにあわせて、東京都が制度を導入し、区も同様に制度を導入するものでございます。

山田委員

私たちも、男女雇用機会均等法ということで、妊娠によりいろいろな症状が出た場合には、事業主にいろいろな勧告ができる文書があるのですね。そういった中の弾力的な運用だと思います。非常に適切な対応だと思うのですね。妊娠初期に限らず、いろいろな妊娠の合併症があるわけです。今、出生数が110万余ということでどんどん減っていますので、妊娠された方たちが健康な子どもを産むためのいろいろなことの施策が必要だと思いますので、こういったことは非常に理にかなったことではないかなと思うのです。特に早期流産なども、いろいろ問題にされています周産期の救急医療などでも、なるべくおなかの中に赤ちゃんがとどまる時間が長いほうがいいわけですから、そういったことが必要なのですね。そういった意味で、前もってこういった休暇がとれるということは、今後、妊娠をされる女性にとっては非常にいいことではないかと思っておりますので、こういうことが公務員だけに限らず、一般企業にも広がって、産むということに対して、非常に大切であるということが国民に知られるということが非常に大切なので、こういった法律の改正はすばらしいことではないかと思っております。

大島委員

改正案の中に育児参加休暇ということがあるのですけれども、よくニュースなどで、民間の会社などで育児休暇という制度をつくっているとかというのを聞いたりしたのですが、お尋ねしたいのは、この育児参加休暇というのは、いわゆる育児休暇と言われているようなものと同じようなものかということなのです。

指導室長

この育児参加休暇については今回新設ということでございます。育児休暇という部分については、育児休業として、区におきましても同様の制度がございます。

山田委員

恐らく特別休暇となっていますので、普通の、とるべき休暇なり、産休とか、育休とかあるではないですか。それとは別に出ているということは、先ほど指導室長がちょっとご発言されたように、今、夫立ち会い分娩とかを望む方が多いのですね。それは育休にも産休にも入らないではないですか。多分、そういったことを勘案しての文言ではないかなと推測はするのですけれども、今そういったニーズが高いのですね。新たな生命の誕生に対



して夫も立ち会おうというようなこともあるので、そういったものも勘案しての文言ではないかなと推測します。

高木委員長

育児休業の場合は、休業ですから、特に男性の場合は、パートナーが養育するのが厳しいというような条件がないと、民間だとほぼ認められない。たしか1.何%という状況ですし、休業ですので、保険の補てんはあるのですけれども、基本的には無給なのです。そうではなくて、多分、この育児休暇制度の内容の説明がないのですけれども、山田委員が指摘されたように、スポットで休暇がとれるということだと思います。労基法等々は、公務員は、重要なのですけれども、法律的には適用除外的などころもあるので、いい面と悪い面があるのです。教育委員会としては、区立の幼稚園の教育の水準が一定程度保たれるということであれば、お子さんをふやしていただくというのが一番の趣旨ですので、私もこれはいいいのかなと思います。

指導室長

育児休業というと、男性か女性かどちらかがとることになりますので、いわゆる休業という形になって、今までは育児時間というのはもちろんとれていたのですけれども、こういうふうに男性の場合の育児参加休暇という部分については、今回新設ということで、都のほうの内容を見ますと、配偶者の出産日の翌日から当該出産日後の8週間を経過するまでの時間内という形に限られているということで。

高木委員長

産休の期間にということですね。

指導室長

そういうことです。

飛鳥馬委員

もう一つのほうの、妊娠初期休暇を妊娠症状対応休暇に改めたということですが、妊娠初期休暇というのは、さっき室長が4カ月ぐらいまでと。わかりやすい私たちの言葉で言うと、いわゆるつわりみたいなきにとれるというふうに思っているのでしょうか。期間的には。それが、そうではなくて、もうちょっと長くとれますよと。妊娠症状対応だから、出産するまでとれるのでしょうか。そういう期間が延びた、そういうことなののでしょうか。

指導室長

おおむねそういう理解でよろしいかと存じます。

山田委員

今、飛鳥馬委員がおっしゃるとおりで、つわりというのが妊娠初期だけに起きるとは限らないのです。中期以降も起きる方もいらっしゃいますし、妊娠の合併症もいろいろありますので、そういった意味で妊娠症状対応休暇というかなり大きな枠組みにしたということで、とりやすくしたということの理解でよろしいのではないかなと思います。

高木委員長

ほかに質疑はございますでしょうか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第1号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

高木委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

<日程第2>

高木委員長

続きまして、日程第2、第2号議案「中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続について」を上程いたします。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

教育経営担当課長

それでは、第2号議案、中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続につきまして、ご説明申し上げます。

本議案の提案理由でございますが、中野区立幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当の改正に伴いまして、関係規定の整備を行う必要があることからお願いするものでございます。

新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。右側が現行、左のほうが改正案となっております。この義務教育等教員特別手当につきましては、この給与条例の第31条に規定が設けられてございます。第1項に「職員には、義務教育等教員特別手当を支給する」とございます。ここでちょっとこの手当につきまして少し補足でご説明申し上げたいと思います。

国の法律で、「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」、いわゆる教員の人材確保法がございます。この法律の趣旨を受けまして、教育職員にすぐれた人材を確保することを目的といたしまして、各自治体におきまして条例等で定めて支給されている、そういう手当でございます。幼稚園の教育職員に対します支給ということにつきましては、中野区を含めまして特別区では、幼稚園教育職員に対して、人材確保法のこの趣旨を踏まえまして、東京都が小・中学校義務教育の教育職員に支給しておりますこの手当のおおむね2分の1の額を支給することとしてございます。

今回のこの改正の理由でございますけれども、この幼稚園教育職員の手当につきましては、東京都の手当額を基準といたしてございます。したがって、今回、東京都が、国のほうがこの手当の国庫負担金ということで3分の1相当を支給しているわけですが、国のほ

うでこの国庫負担金を縮減すると。この手当そのものが給料月額の3.8%相当なのですが、それを3%、つまり約2割を国のほうで国庫負担を減らすという決定が行われてございます。これを受けまして、東京都でもほぼ同額、この手当の縮減を図るということを決定いたしましたして、本年の4月1日から施行するということになってございます。先ほど申し上げましたとおり、中野区を含め、特別区全体、この幼稚園職員に対します手当額の基準を東京都の額に置いて、そのおおむね2分の1としていることから、今回、中野区におきましてもそれに相当する額、約2割でございしますが、この部分について縮減を図りたいということでございます。なお、これにつきましては、23区統一で、当局と組合との交渉につきましては同意がされてございます。それを受けての今回の提案でございます。

この手当につきましては、実は条例で支給できる最高限度額を定めまして、それを受けて、規則の中でそれぞれ職員の号給に応じた支給額を定めるというような規定になってございます。

もう一度この新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。この第2項でございます。義務教育等教員特別手当の月額、現行9,800円が改正案では7,900円ということで約2割の減額になってございますが、「……を超えない範囲内で、職務の級及び号給の別に応じて、人事委員会の承認を得て教育委員会の規則に定める」というふうになってございます。したがって、今回、この条例におきまして、現行の9,800円を7,900円に改めるということでご提案をさせていただきたいと思っております。

なお、この条例につきましては、附則で、本年4月1日から施行をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

大島委員

今のご説明で、国とか都の減らすという方針に連動したということはわかったのですが、そうすると、教員の方が受け取る給与の手取り額が、この差額が最高で1,900円あるのですが、最高で1,900円実際に減るということになるのでしょうか。

教育経営担当課長

この手当そのものが約2割縮減されますので、それに相当する額は減といたしますか、少なくなるということでございます。

山田委員

そのほかに、国庫負担で教員の給与に対して減額されるようなことは、この件だけなのでしょうか。

教育経営担当課長

国庫負担金の場合につきましては、小・中学校の教員に対しましては、都道府県に対し

て支給されてございます。幼稚園の職員につきましては、実はこれは国庫負担の対象になってございまして、幼稚園職員の給与、それから手当等につきましては、区の一般財源の持ち出しという形。ただ、財政調整交付金の算定の対象になっておりますので、その辺のところでは特別区交付金の算定としての裏づけはあるということなのです。幼稚園職員の場合、この手当につきましては、先ほど申しましたとおり、義務教育の職員ではございませんので、それぞれ区におきまして条例を定めて支給していると。財源の内訳につきましては、先ほど申しましたとおり、区としての一般財源をこれに充てていくというものでございます。

飛鳥馬委員

私もちょっと理解できないところがあるのですが。

幼稚園教諭のことは余りよくわかりませんが、小・中学校義務教育の職員のことと言いますと、これは人材確保法ですよね。さっき課長から説明あったように、優秀な人材を集めたいということがあって、もう一つは、これは私の記憶違いかもしれませんが、教員は超過勤務等手当を出せないのではというの、これとは別でしたか。それとかかわりがあるのかどうか、今ちょっと記憶が定かでなくなっているのです。つまり、幼稚園のほうに戻すと、幼稚園の先生は、これは20%減ったとしても支給されるので、あとは超勤とかは関係ありませんよというふうな、そういう決まりなのかどうかということなのですけれども。

教育経営担当課長

今、委員のほうからお話があったのは、いわゆる教職調整額でございます。これは、本給に対して一定の割合を掛けてということで、一般行政職員に対しまして少し多く支給されているということがございますが、今回は、この特別手当だけが国のほうの国庫負担の縮減ということで、本年度につきましては、この教育調整額につきましては予定はございません。ただ、これにつきましては、これまでいわゆる基本方針、昔、「骨太の方針」というのを国のほうで出されまして、それに基づいて中教審のほうでも教員の給与等については見直しを図っていくべきだと。一つが、めり張りのある給与体系にするということと、二つ目は、いわゆる人材確保法に基づく優遇措置について見直しを図る必要があると。その二つの方針が示されてございます。今回につきましては、その方針に基づきまして、国の予算としましては、とりあえずこの特別手当についての縮減を図るということ。なお、今年度については給料月額率の3.8%から3.0%に約2割相当が縮減されますが、今回示されました21年度の国の当初予算案では、この3.0%をさらに2.2%というような予算案が示されております。

高木委員長

確認なのですが、小学校、中学校、義務教育の教員は、区立に勤務していても、都採用なので都費で出ているので、中野区の教育委員会では議論というか審議はしないけれども、

同じタイミングで4月1日で減るということですよ。

教育経営担当課長

はい。幼稚園教育職員につきましても、小・中学校の職員と同様、4月1日から、今回この議案が議決されて議会のほうでもご承認いただければ、そのような形で適用されるという予定になってございます。

高木委員長

先ほど小谷松課長から説明がありましたけれども、国の方針で教員の給与の見直しというのは、閣議決定ですと絶対遂行ということで動いていますので、教育委員会としては、心から賛成というわけではないのですけれども、やむを得ないのかなと。やはり財源がないですから、そうすると仕方がないのかなと。なるべくソフトランディングにはしてほしいなと国や都には思うのですが。

山田委員

広い意味では、多分、国家公務員の給与削減という大きな旗印のもとだろうと思うのですけれども、一方では、「人材確保」という名称ということと、今後これから教育に対してはいい教員を養成して、いい教員をとということと裏腹ですよ。一律ではなくて、もうちょっと張りがつくような給与体系、例えばこういった功績のある教員についてはこの人材確保法を適用する、そういった運用ができるにこしたことはないのだと思いますけれども、それが都道府県レベルでも国のほうの国庫負担金がなくなったからということだと思っております。そういったことで、教育だけが正義ではないということはあると思うのですけれども、実際には、教育は人からということを強く主張すれば、こういったことについてある程度の附帯決議があるといいかなと思います。

教育経営担当課長

補足でございますが、今、山田委員のほうからお話がありましたけれども、その人材確保法の趣旨については、中教審の答申の中でも、それは堅持するということになってございまして、引き続き優秀な教員を確保すると。具体的な教員の給与体系の見直しということについては、今、委員のほうからご紹介があったとおり、きちんと張りのある給与体系に組みかえていくのだということを出している。その一環として、この特別手当等についての削減を図りながら、あわせて、必要な部分についても必要な手当を十分出して給与の充実を図っていく、そういった内容になってございます。

大島委員

この件はやむを得ないのかなとは思っておりますけれども、きのうもニュースでやっていたけれども、東京都などは、幼稚園ではないですが、教員の採用試験の倍率も低くて、優秀な人材が集まるのだろうかということが懸念されているような中で、やはり優秀でやる気のある先生に集まっていたきたいという思いはありますし、それは幼稚園の先生についても同じだと思います。もちろん、給与の金額がすべてではないのですけれども、優

秀な方に集まっていただけのような労働条件というのでしょうか、そういうのも整えられたらなというふうな感想でございます。

飛鳥馬委員

感想でいえば、同じことは同じなのですけれども。

山田委員が言われたように、小・中学校は優秀な先生がなかなか採りにくい時代になっていると言われているわけですが、だからこそ手当があるといいなというふうに思います。幼稚園はまたちょっと違うところがあるかもしれません。幼稚園は、採用試験はかなりの倍率があるのでしょうか。きっと、まだ10倍を超えているのではないですか。小・中に比べるとかなり競争率が高いのだらうと思うのです。それだけ幼稚園が減ったりして仕事なくなっているということもあると思うのですが、だから減らしていいということではないのですけれども、優秀な人を採ってほしいということもあるし、もう一つは、仕事が大変になっていると思うのですね。子どもとか、親御さんに対してとか、あるいは教育行政がどんどん変わりますので、そういう対応も大変で仕事も大変になる。民間だって大変だ、死に物狂いでやっていると言われれば、それはそうなのですから、希望で申し上げれば、残念だなという感じがします。でも、なかなか難しいところだなという気がします。

高木委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第2号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

高木委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

ここで委員会運営についてお諮りいたします。

これから審議を行います第3号議案及び第4号議案は、いずれも人事に関する案件であることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書き」の規定により非公開といたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

高木委員長

全員賛成なので、これから委員会を非公開といたします。

その前に、傍聴の皆様にお知らせいたします。

来週1月30日金曜日の教育委員会は、場所を変更して新井地域センターで地域の教育委員会として開会いたします。会場が変わりますので、お間違えないようお願いいたします。

ます。なお、開会時間は、いつものとおり、午前 10 時からを予定いたしております。

それでは、恐れ入りますが、傍聴の方はご退席をお願いいたします。

(傍聴者退席)

(以下、非公開)

以上で、本日予定した議事はすべて終了いたしました。

これもちまして、教育委員会第 3 回定例会を閉じます。

午前 11 時 45 分閉会